

平成 23 年度 安全衛生管理計画

山 口 県 岩 国 市 長 野 1815 番 地 8
朝 日 鉄 工 株 式 会 社



目 次

	頁
1. 基本方針	2
2. 目標	2
3. スローガン	2
4. 重点実施項目	
(1) 作業規律の確立	3
(2) リスクアセスメントの実施により安全作業の推進	4
(3) 重篤災害の防止	5
(4) 重機災害の防止	6
(5) 火災爆発災害の防止	7
(6) 健康保持増進対策	8
(7) 交通災害の防止	8
(8) 高年齢労働者の安全対策	9

安全衛生管理計画表

(巻末資料)

- 添付資料1 クレーン等定期自主検査表
- 添付資料2 小型移動式クレーン作業時点検表
- 添付資料3 工具点検表
- 添付資料4 ワイヤロープ始業前点検表
- 添付資料5 ナイロンスリング始業前点検表
- 添付資料6 チェンブロック・レバーブロック始業前点検表
- 添付資料7 車輛点検表
- 添付資料8 第二種圧力容器定期自主検査表

1. 基本方針

「安全第一」を常に考え、全員で法令や規則、各所での決まり事を遵守し、労働災害・業務上疾病のない職場を構築する。

また、日々の点検・確認・KY活動の実践により安全意識の高揚を図るとともに、リスクアセスメントの導入により安全作業を徹底させ社会的責任を果たす。

2. 目標

- ① 全事業所における休業災害ゼロの達成
- ② 交通災害及び道路交通法違反の撲滅
- ③ リスクアセスメントの普及、定着を推進
- ④ リスクアセスメントによる未熟練者に対する安全教育、指導の徹底

3. スローガン

「安全意識の高揚とルール遵守の徹底で みんなで築こうゼロ災職場」

4. 重点実施項目

(1) 作業規律の確立

工場その他の作業現場の安全を期するためには、自己のみに対する注意力の養成だけでは目的が達せられない。

団体主義的な注意力を養成すること、公德心の涵養につとめることが必要である。

1. 客先及び工場の安全基準規則を厳守する。
2. 服装を整え、保護具・防具を正しく使用する。
3. 機械設備及び治工具の安全点検は、監督者及び作業者各自が始業前に必ず行う。
4. 工具を大切に、自家用の工具と同様の注意力をもって工場用工具の保管取扱いを行う。
5. グループで作業中、単独行動を行う場合は上司に連絡し、また、上司は部下の掌握をはかる(勝手に単独行動をしない)。
6. 初めての作業、やむを得ず従来と異なる方法による作業を行うにあたっては、事前に作業に関わる者全員で手順・役割を検討した上、手順書を作成配付する等して、全員に周知徹底する。
7. 安全は、整理整頓に始まり整理整頓に終わる。
また、衛生は、清掃清潔に始まり清掃清潔に終わる。
廃棄物の管理・外部処分については、厳しい管理を行うこと。
5Sを実施することにより、職場の危険状態や危険行為を防止する。

(2) リスクアセスメントの実施により安全作業の推進

1. 危険性又は有害性の特定

機械・設備、原材料、作業行動や環境などについて、労働者に負傷や疾病をもたらす物、作業者が接近することにより危険な状態が発生することが想定されるものを特定する。

2. 危険性又は有害性ごとのリスクの見積り

特定したすべての危険性又は有害性についてリスクの見積りを行います。リスクの見積りは、特定された危険性又は有害性によって生ずるおそれのある負傷又は疾病の重篤度と発生可能性の度合の両者の組み合わせで行います。

3. リスク低減のための優先度の設定・リスク低減措置内容の検討

危険性又は有害性について、それぞれ見積られたリスクに基づいて優先度を設定します。

4. リスクの低減措置の実施

リスクの優先度の設定の結果にしたがい、リスクの除去や低減措置を実施します。リスク低減措置は、基本的に次の優先順位で検討、合理的に選択した方法を実施します。

- ① 設計や計画の段階における危険な作業の廃止、変更等
- ② インターロックの設置等の工学的対策
- ③ マニュアルの整備等の管理的対策
- ④ 個人用保護具の使用

5. 残留リスクに対して「守るべき決めごと」の理由の明確化

技術的、時間的、経済的にすぐに適切なリスク低減措置ができない場合、暫定的な管理的措置を講じた上で、対応を作業者の注意に委ねることになります。この場合、リスクアセスメントに作業者が参加していると、なぜ、注意して作業しなければならないかの理由が理解されているので、守るべき決めごとが守られるようになります。

6. 職場全員が参加することにより「危険」に対する感受性を高める

リスクアセスメントを職場全体で行うため、他の作業者が感じた危険についても情報が得られ、業務経験が浅い作業者也職場に潜在化している危険性又は有害性を感じることができるようになります。

(3) 重篤災害の防止

1. 墜落・転落災害

建設業における墜落災害防止にあつては、安全带等の使用以前に、「計画段階でいかに高所危険作業をなくすか」ということが基本となる。

まず施工計画段階で高所作業の危険領域を少なくし、次に安全な作業床を設置、それから作業床の端部・開口部に手摺・覆い等を設置する。これらの設置が困難な場合、安全ネットを張り、親綱・安全带の使用を徹底する。

2. はさまれ・巻き込まれ災害

「はさまれ、巻き込まれ」災害は、あらゆる業種で発生している在来型の災害であるが、その中でも特に機械設備によるものが圧倒的に多く発生している。

そうしたことから、様々な種類の機械設備が使用されている製造業の現場において特に多発する傾向にあるが、建設業現場における発生の割合も、墜落・転落に次いで多いものの一つである。

災害の特徴としては、骨折・切断など身体に重篤な影響を及ぼすことが多く、災害によっては、長期間の休業を余儀なくされたり、重い身体障害が残存することになる。

「はさまれ、巻き込まれ」災害をなくすためにはまず、現場の実態を把握すること。

安全衛生管理面、機械設備の状況など具体的な実態を正しく把握し、各職場にあった対策を講じる必要がある。

◎はさまれ・巻き込まれ災害の事故要因

- ・手袋着用禁止の作業を手袋着用のままで行った。
- ・運転ミス
- ・立入禁止を無視して立ち入った。
- ・合図者がいなかった。
- ・清掃や保守作業で機械を停止して行うべきところ、機械を動かしたままで行った。
- ・回転運動を行っている危険な部分に手足を触れた。
- ・作業姿勢や作業動作が悪かった。

3. 飛来・落下災害

◎飛来・落下災害の事故要因

- ・高所に置かれた物の整理整頓が悪かった。
- ・作業床の構造(幅・隙間・幅木)が悪かった。
- ・危険箇所の立入禁止と監視人の配置の措置をしなかった。
- ・作業員が資材・工具等を落とした。
- ・保護帽を着用していなかった。

(4) 重機災害の防止

1. クレーン等の構造要件の保持

- ・巻過防止装置や過負荷防止装置等の安全装置の不良は、巻き上げワイヤロープを巻き切ったり、吊り荷の落下やクレーン等の転倒の原因となるので、その動作・機能は確実に保持すること。
- ・アウトリガを有する移動式クレーンにあつては、アウトリガを完全に張り出し、堅固な地盤の上にセットすること。
- ・玉掛けワイヤロープの使用限度を確保するとともに、フックの外れ止め装置の機能保持の徹底を図ること。

2. 点検、整備の徹底

- ・クレーン等及び玉掛け用具の作業前の点検を確実に行うこと。
- ・検査及び点検にあつてはチェックリスト等を使用して、見落としがないようにすること。
- ・検査等の結果異常を認めるときは、直ちに補修するなどして構造機能を保持させること。
- ・検査及び点検中にこれに従事する作業者が天井クレーンのランウェイから墜落、トロリー線に感電するといった災害がよく発生する。実施にあつては、かかる災害防止対策についても留意すること。

3. 運転、取扱い等の安全の確保

- ・クレーン等の運転や玉掛け業務については、その能力等によって免許取得者、技能講習又は特別教育を修了した者で、技能指名した者を就かせなければならない。
- ・クレーン等による荷の運搬作業にあつては、作業手順の確立や合図の統一をし、合図者の指示により確実に行うこと。

4. 作業上の注意事項

- (1) 玉掛け作業責任者が実施する事項
- (2) 玉掛け者が実施する事項
- (3) 合図者が実施する事項
- (4) クレーン等運転者が実施する事項

5. 天井クレーンのクレーンガーダ上等での作業の災害防止

6. 旋回範囲内への立ち入り禁止

7. 玉掛け用具、クランプ等の使用範囲の制限

(5) 火災爆発災害の防止

1. 一般注意事項

- ・火気使用にあたっては客先の規則を遵守する。
- ・高所にて火気を使用する際は、火の粉の飛散防止処理を行い監視人をつけること。
- ・作業現場及び周辺の3Sを徹底し、可燃物・引火物についても十分周知させること。
- ・喫煙は必ず指定された許可区域内で行い後始末を確認すること。
- ・工事現場では定められた消火用具・消火器・バケツ(満水)等を必ず準備すること。
消火器・消火用具は点検整備されたものであること。
- ・床の貫通部、開口部周辺での火気使用にあたっては十分な養生を行うこと。
- ・火気使用を中断、終了したときには、指差呼称を行い残り火等始末し完全消火を確認すること。

2. 可燃性ガスによる火災爆発の防止

ガス溶断等に用いられるガス容器の取扱いにあたっては次の事項を遵守する。

- ・ボンベの移動運搬にあたっては、バルブを確実に締め、キャップを確実にねじこむこと。
- ・引きずったり、倒したり、激突させたりするなど粗暴な取扱いをしない。
- ・使用する場合は容器の口金の油類や塵埃をよく拭き取り、且つバルブの開閉は静かに行うこと。
- ・ボンベ類には必ず社名を明記し、「充」「空」を明らかにすること。
- ・ガス道具等は、始業時にガス洩れがないか石鹼水にて点検確認すること。
- ・ボンベの転倒防止措置を講ずること。
- ・使用中のボンベ元弁にはハンドルを備えておくこと。
- ・狭い場所、タンク・ピット内でのガス使用時は、十分な換気・通風の措置をとること。
- ・ホースと減圧設備その他の設備とを接続するときは、その接続部をホースバンドで確実に締め付け、漏洩のないことを確認すること。
- ・点火は、酸素を供給するためのバルブを閉じた状態で行うこと。
- ・消火するときは、アセチレンガスを供給するためのバルブを閉じる前に酸素を供給するためのバルブを閉じること。
- ・火花の飛来するおそれのある場所に充填容器を置かないこと。

(6) 健康保持増進対策

1. 粉じん障害の防止
2. 職場における腰痛予防対策
3. 熱中症の予防対策
4. 酸素欠乏症等の防止対策
5. 騒音障害の防止
6. 有機溶剤中毒の予防対策
7. 特定化学物質等による障害の予防対策（主としてステンレス酸洗剤を念頭に）
8. 健康確保対策

(7) 交通災害の防止

交通事故の原因の殆どは人間側にあり、90%までが「これくらいは大丈夫だろう」という怠慢心、横着心によるといわれている。
一人一人がルールとマナーを守り交通労働災害を防止する。

1. 車両の点検・整備を常時心がける。
2. 飲酒運転の追放
3. 運転中の携帯電話使用の禁止
4. シートベルト完全着用
5. 交通安全教育

(8) 高年齢労働者の安全対策

高年齢労働者の災害を防止するためには、高年齢労働者の心身機能の低下や高年齢労働者災害の要因分析の結果から多くの作業について改善が必要と考えられる。

以下に対策の一部を示す。

1. 墜落・転落防止

- ①高所作業をできるだけ地上の作業に置き換える。
- ②垂直はしごを階段に改善する。
- ③高所作業台(車)を活用する。

2. 転倒防止

- ①つまずきの原因となる段差をなくす。
- ②作業床のすべり防止を徹底する。

3. 重量物等取扱方法の改善

- ①手押車等を活用する。

4. 作業姿勢の改善

- ①装置、作業台等の活用、作業点・作業方法の変更により、前屈姿勢作業等を改善する。

5. 視聴覚機能の補助等

- ①照明を改善する。
- ②作業指示票、図面等の表示を拡大し、簡素化する。

6. 高年齢労働者の知識・技能を生かす職務への配置(間接的対応)

7. 健康管理の充実(間接的対応)

- ①ミーティングなど実施の際に健康状態を把握する。
- ②健康づくりを指導する。

平成 23 年 安全衛生管理計画

事業場 朝日鉄工株式会社

スローガン	「安全意識の高揚とルール遵守の徹底で みんなで築こうゼロ災職場」			
実施要項	内 容	実 施 要 領	実 施 日	その都度
教育啓蒙	新(転)入社員教育	規則基準の修得訓練	入社転入の都度	
	各種技能講習・特別教育	法定資格の取得		○
	リスクアセスメントの実施	KY活動・指差呼称の推進、リスク低減対策の再評価	随 時	
	安全衛生管理講習	監督官庁および安全衛生関係団体		○
	交通安全教育	安全運転管理者による安全指導	随 時	
行動災害防止	着工時の安全処理	危険予知・指差呼称・TBMの徹底	毎 日	○
	墜落、転落災害防止	足場等作業基準の厳守、保護具の使用	作 業 の 都 度	
	挟まれ、巻き込まれ災害防止	切削用工作機、建設機械、試運転、回転体に 手を出すな原則を守る	作 業 の 都 度	
	取扱運搬災害の防止	運搬取扱い、玉掛作業の安全、省略行為をしない	作 業 の 都 度	
職場環境	緑十字の日	5Sの推進	毎 月 1 日	
	防災会議	産業医、安全推進委員、協力会社合同討議	3 ヶ 月 に 1 回	
	職場安全会議	各事業所討議	毎 月 1 日	
	災害事例検討会	自社、他社の災害事例の検討対策		○
火災防止	防災の日	消火設備点検、着火源の整理整頓、消防訓練の実施	点 検 等 : 毎 月 15 日 (訓 練 : 11 月)	○
	消火設備自主点検	有資格者による点検、消防署への報告書提出	2 月 ・ 11 月	○
	管理者職場パトロール	工事現場パトロール指導	2 月 ・ 11 月	○
健康管理	健康診断	一般健診全員受診、特殊健診(じん肺・有機溶剤)	定 期	
	成人病検診	一般健診時(該当者)及び健康保険による受診の指導	定 期	○
	自主健康管理	高血圧症、心臓病	随 時	
	ラジオ体操	作業前の準備運動、腰痛予防	毎 朝	○
行 事	安全週間	各所(実施方針による)	6 月 ・ 7 月	
	衛生週間	" (")	9 月 ・ 10 月	
	火災予防運動	" (")	2 月 ・ 11 月	
	交通安全運動	" (")	4 月 ・ 8 月 ・ 10月 ・ 12月	
	年末労働災害防止強調期間	" (")	12月	

平成 23 年度 安全衛生管理計画にもとづき下記の項目を各月の重点項目として安全衛生活動を推進する

月	実 施 事 項	実 施 要 項
1	安全衛生管理組織の整備	安全管理者・安全衛生推進員・産業医・協力会社責任者等の確認、防災会議出席者の確認
2	玉掛・クレーン災害防止	玉掛用具の点検、オペレーターと玉掛合図者の打ち合わせの徹底
3	墜落・転落防止対策の徹底	仮設足場・安全带・脚立梯子の点検、管理者による現場パトロール
4	雇入時安全衛生教育・作業手順の教育	新入社員作業内容の説明と実技訓練の実施、作業標準書の理解と見直し
5	交通安全の推進	新入社員の交通事故防止対策、春の交通安全週間の参加、交通安全教育の実施
6	電気災害の防止	梅雨時の電気機器点検、アースの完全取付、漏電遮断器の使用
7	危険予知活動と指差呼称の推進、熱中症対策	始業時ミーティング・現場で行うミーティング・作業中の緊急KYミーティングの実施、熱中症予防の方法指導
8	安全処置・確認の徹底	安全指示書に基づく安全処置遵守と安全確認、共同作業時の安全確認の徹底
9	はさまれ・巻き込まれ災害の防止	事例研究、作業手順・ルールの遵守(特に回転体作業時の手袋着用禁止の徹底)
10	健康保持増進対策	健康測定、じん肺健康管理、化学物質に係る健康障害予防対策、高齢者の作業改善対策
11	火災爆発災害の防止	消防訓練の実施、防火管理者による指導
12	年末労働災害防止	年末年始労働災害防止強調月間実施事項、年間の総合反省

クレーン等定期自主検査表

確認	所属長	管理者

3年間保存 (1ヶ月以内ごとに1回)

機 械 名 称		設置場所			
型 式		検査年月日	平成	年	月 日
管理番号又は製番	機械工具台帳番号:	構内検査証:	検査者氏名	印	

No.	検査項目	検査方法	結果	措置	補修等の内容	クレーン	ケーブルクレーン	移動式クレーン	デリック
1	過巻防止装置、その他の安全装置の異常の有無	目視、操作				○	○	○	○
2	過負荷警報装置、その他警報装置の異常の有無	目視、操作				○	○	○	
3	ブレーキ及びクラッチの異常の有無	目視、操作				○	○	○	○
4	ワイヤーロープ及びつりチェーンの損傷の有無	目視、ノギス				○	○	○	○
5	フック、グラブバケット等のつり具の損傷の有無	目視、スケール、探傷器、テストハンマー				○	○	○	○
6	配線、配電盤の異常の有無	目視、メガー、テスター、操作				○	○	○	○
7	集電装置の異常の有無	目視、メガー、テスター、操作				○	○		
8	開閉器の異常の有無	目視、メガー、テスター、操作				○	○		○
9	コントローラーの異常の有無	目視、メガー、テスター、操作				○	○	○	○
10	メインロープ、レールロープ(架空索)を緊結している部分の異常の有無	目視、テストハンマー					○		
11	ガイロープを緊結している部分の異常の有無	目視、テストハンマー					○		○
12	ウインチの据付けの状態	目視、テストハンマー					○		○
13									
14									
15									
16									

記		クレーン	ケーブルクレーン	移動式クレーン	デリック
事		則三五	則三五	則七七	則二一〇

・異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。 (クレーン則-39、80、124)	結果記号	良	措置記号	調整	締付	修理
	✓	A		T	△	
	不良	取替		給油水	清掃	
	×	E		L	C	

車輛 点検表

確 認	所属長	管理者

車種		実施日	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日							
			／	／	／	／	／	／	／	／
車輛番号		曜日	月	火	水	木	金	土	日	
車輛責任者名		点検者								
	印									
No.	点検項目	点検方法	結果	結果	結果	結果	結果	結果	結果	
1	・前日または前回の運行中の異常箇所の点検	目視、操作								
2	・車体に異常な傾斜やゆがみがないか	目視								
3	・タイヤの空気圧、亀裂、損傷、異常な摩耗、溝の深さは適正か	目視								
4	・ブレーキペダルの踏みしろが適正で、ききが充分か	操作								
5	・パーキングブレーキレバーの引きしろが適正で、ききが充分か	操作								
6	・エンジンは速やかに始動し、スムーズに回転するか	操作								
7	・バッテリー液量は適正か計器で確認	目視								
8	・エンジンオイル量は適正か計器で確認	目視								
9	・ラジエータの水量は適正か計器で確認	目視								
10	・ウインドウウォッシャ液の噴射の向き、高さは適正か	操作								
11	・ワイパーの作動は良いか、きれいに拭き取るか	操作								
12	・サイドミラー、バックミラーの向きは良いか	目視								
13	・クラクションは正常に鳴るか	操作								
14	・前照灯の点灯具合は良好か	操作								
15	・制動灯の点灯具合は良好か	操作								
16	・方向指示器の点滅具合は良好か	操作								
17	・歯止めはあるか	目視								
18	・消火器はあるか	目視								
点検結果完全なもの…○ 完全ではないが運転に支障はない…△ 不完全で修理を要す…×										
不適時の処理内容										
報告・特記事項										

